

姫路獨協大学ハラスメント人権委員会に関する細則

(平成27年5月21日制定)

改正 平成28年 3月23日

(目的)

第1条 この細則は、姫路獨協大学ハラスメント防止に関する規程（以下「規程」という。）第5条第3項の規定に基づき、ハラスメント人権委員会（以下「委員会」という。）に関して必要な事項を定める。

(構成)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学群各学類及び各学部から選出された教員各2名
- (2) 総務課長
- (3) 学生課長
- (4) その他学長が必要と認めた者

2 前項第1号の委員は、原則として男女各1名とする。

3 委員長は、委員の中から学長が指名する。

4 委員の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長・委員の公表)

第3条 委員長および委員の氏名および連絡先等は学内に公表する。

(運営)

第4条 委員長は、必要に応じ委員会を招集し、その議長となる。

2 委員会は、必要に応じて、関係当事者および事案の調査に必要と認められる者に対して出席を求め、事情を聴取することができる。

3 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立し、事案の処理については、出席委員の3分の2以上の同意によって決する。

4 委員会は、前項により決した事案についての調査結果を学長に報告するとともに、相談者の救済および行為者の処分措置に関する原案を学長に提示する。

5 相談及び調査等の業務については、別に定める。

(事務)

第5条 委員会の事務は、総務課において行う。

(改廃)

第6条 この細則の改廃は、規程第8条に準じて行う。

附 則（平成27年度 細則第1号）

1. この細則は、平成27年5月21日から施行する。
2. 姫路獨協大学セクシュアル・ハラスメント人権委員会に関する細則（平成11年9月24日制定）は、廃止する。

附 則（平成28年 規程第12号）

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第2条第1項第1号の規定にかかわらず、人間社会学群各学類から選出の委員は、外国語学部、法学部及び経済情報学部から選出の委員を兼務するものとする。